

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
当該翌日が休日とする)

鳥取県条例第二十七号

鳥取県都市計画地方審議会条例

(目的)

第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七十七条第三項の規定に基づき、鳥取県都市計画地方審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
(委員)

第三条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ當該各号に定める数の範囲内において、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者 七人
- 二 関係行政機関の職員
- 三 市町村の長を代表する者 一人
- 四 県議会の議員 四人
- 五 市町村の議会の議長を代表する者 一人
- 2 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。
ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

鳥取県都市計画地方審議会条例をここに公布する。

昭和四十四年六月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

(臨時委員及び専門委員)

第四条 臨時委員及び専門委員は、知事が任命する。

2 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第六条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半數をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第七条 審議会は、その権限に属する事項で堅易なもの処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長の指名した委員七人以内をもつて組織する。

3 前条の規定は、常務委員会に準用する。

(幹事)

第八条 審議会に、審議会の庶務を処理するため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(雑則)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会及び常務委員会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県条例第二十八号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三、四四八人」を「三、五二七人」に、「三六七人」を「四四六人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和四十四年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十九号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第七中「興徳小学校板井原分校」を「用瀬小学校板井原分校」に、

「興徳小学校杉森分校」を「用瀬小学校杉森分校」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

月額 四、五〇〇円

八、〇〇〇円

を

月額

八、〇〇〇円

七、五〇〇円

別表の三の表の生活資金の項中「一〇、〇〇〇円」を「

八、〇〇〇円

一〇、〇〇〇円

一八、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十一号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

名 称	位 置
鳥取県営アーリ	鳥 取 市
鳥取県営選手宿所	倉 吉 市
鳥取県営鳥取弓道場	鳥 取 市
鳥取県営米子弓道場	米 子 市
鳥取県営大山ジヤンプ台	大 山 町

第四条を次のように改める。

（施設の管理の委託）

第四条 教育委員会は、次の表の上欄に掲げる施設の保全及び利用者の応接に関する事務をそれぞれ同表の下欄に掲げる市及び町に委託する。

名 称	委 託 先
鳥取県営選手合宿所	倉 吉 市
鳥取県営米子弓道場	米 子 市

附 則
この条例は、規則で定める日から施行する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十二号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例

昭和四十四年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の特例に関する条例 (昭和三十五年二月鳥取県条例第一号) は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例 (昭和三十年十月鳥取県条例第三十号) の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「千三百円」を「千五百円」に、「千八百円」を「三千百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 適用日前に給付の事由が生じた給付については、なお従前の例による。